

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム実行委員会運営細則

平成 24 年 3 月 1 日施行

平成 24 年 8 月 7 日一部改正

平成 24 年 10 月 23 日一部改正

平成 25 年 2 月 28 日一部改正

平成 27 年 2 月 23 日一部改正

平成 29 年 2 月 24 日一部改正

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム実行委員会運営細則を次の通り定める。

1.名称

本実行委員会を、「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム実行委員会と称する。

2.目的

本実行委員会は、「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムの推進および各学会との協力・連携を図り、学術及び産業界への貢献を目的とする。

3.事業

本実行委員会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 電気学会センサ・マイクロマシン部門大会「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム企画
- 2) 実行委員会主催
- 3) 他学会との連携企画
- 4) 案内、お知らせの WEB 上での広報活動
- 5) その他本実行委員会の目的達成に必要な事業。

4.委員

1) 本実行委員会は、前項の目的に賛同する下記の学会、組織から選出する。

- 1-1) 電気学会
- 1-2) 協力学会
- 1-3) 協賛組織

1-4) 前項記載の協力学会とは「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムに「協力」の形式のもと本実行委員会に申請し本実行委員会より参加を認められた組織とする。

1-5)前項記載の協賛組織とは「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムに「協賛」の形式のもと本実行委員会より協賛を要請し承諾した組織とする。

1-6)本実行委員会は、上記学会、組織において必要に応じて委員を選出することができる。

2) 本実行委員会の名誉を棄損し、また実行委員会の目的に反するような行動があったとき、実行委員会委員を除名することができる。

5.組織

1) 本実行委員会に次の委員をおく。

1-1) 委員長、副委員長、顧問、幹事、副幹事（3名）、論文委員長、論文副委員長（2名ないし3名）、財務委員長、財務副委員長、広報担当、併設行事担当委員長、会場委員長、協力学会シンポジウム担当、協力学会企画セッション担当。

2) 本実行委員会は、委員をもって組織し、会の運営をつかさどる。

3) 各委員の役割

3-1)委員長は、実行委員会を総括し、委員会の開催、規則の制定および改定、役員の選任、事業計画、事業報告、収支予算・決算、その他重要事項の実施と承認を行う。

3-2)副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。次年度開催地の決定を行う。

3-3)顧問は、実行委員会の運営が円滑に実施されるように、実行委員会の委員長、副委員長の選定、推薦にあたり助言を行う。決定は、電気学会 E 部門役員会で決定する。また、産官学を含めた内外との調整を行い委員長、副委員長へ助言を行う。

3-4)幹事、副幹事は、企画運営を推進する。実行委員会を円滑に推進するために事業計画の管理・統括を実施する。各学会による合同特別シンポジウム開催が提案される場合は、企画・調整運営を行う。また、議事録を始め実行委員会運営に伴う報告書類の管理を行う。

3-5)論文委員長、副委員長は、論文委員会の運営管理を行い、論文採択、プログラム作成、概要集作成等出版物の作成、企画セッション調整、各賞の調整と決定、授賞式準備等を行う。

3-6)広報担当は、ホームページの管理更新、パンフレット作成、学会誌等への宣伝掲載によりアピール活動を行う。

3-7)財務委員長、副委員長は予算案を立案、予算管理、会計報告を行う。

3-8)併設行事担当委員長は、出展企画、案内文作成、案内文発送、出展参加者の募集を行う。

3-9)会場委員長は、会場選択・決定に関与し、シンポジウム開催時には、会場での学生アルバイトの募集と調整を行う。

3-10)協力学会シンポジウム担当、協力学会企画セッション担当は、招待講演者選定、シンポジウム企画調整、企画セッションの企画運営を行う。

4) 委員の選任は次による。

4-1)顧問は、委員長及び顧問の推薦により決定する。

4-2) 委員長、副委員長は、電気学会 E 部門役員会の承認により決定する。

4-3) 幹事、副幹事、財務委員長、広報担当、併設行事担当委員長は、論文委員長、論文副委員長、会場委員長は、委員長が指名する。

4-4)協力学会シンポジウム担当、協力学会企画セッション担当は、協力学会及び本実行委員会委員長から推薦された者とする。推薦の手段は問わない。

4-5)選任者は、電気学会による委任状を承諾した時点で、委員となる。

5) 委員の任期は次の通りとする。

5-1)顧問の任期は、1年(再選を妨げない)。

5-2)委員長、副委員長の任期は1年とする。

5-3 幹事は1年とし、副幹事の任期は2年とする。

5-4)論文委員長、論文副委員長の任期は、論文委員長は1年とし、論文副委員長は2年程度とする。

5-5)財務委員長、財務副委員長の任期は、財務委員長は1年とし、財務副委員長は2年とする。

5-6)広報担当、併設行事担当委員長、会場委員長は、1年(再選を妨げない)。

5-7)協力学会シンポジウム担当、協力学会企画セッション担当は、1年(再選を妨げない)。

6.会計

本会の事業遂行に要する費用は、学会援助金、会費、寄付金およびその他の収入による。実行委員会の資産は実行委員会に帰属する。

6-1)本会のシンポジウム実施に伴う残金は、電気学会 E 部門に帰属するものとする。

6-2)予算執行に関しては、財務委員長の報告のもと本会により最終判断とする。

7. 協力学会との連携

本実行委員会は下記に示す事業について、開催の可否を判断するものとする。

7-1) シンポジウム開催

7-1-1) 本「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムに協力の形式により参画する協力学会が主催で個別にシンポジウムを開催することを可能とする。

7-1-2) 協力学会は、開催企画案を本会に提出し、本会の承諾を得るものとする。

7-1-3) 協力学会は、開催に係わる予算(参加費、出版費、会場費、運営費、開催に係わる諸費用)、出版物の著作権等について混乱が生じない範囲での調整運営を行い、実施前に本会の承諾を得るものとする。

7-2) 企画セッション開催

7-2-1) 本「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムに協力の形式により参画する協力学会が本シンポジウム内で企画セッションを開催することを可能とする。

7-2-2) 協力学会は、開催企画案を本会に提出し、本会の承諾を得るものとする。

7-2-3) 協力学会は、開催に係わる予算(参加費、出版費、会場費、運営費、開催に係わる諸費用)、出版物の著作権等について本「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムの運営にすべて委任することとする。

7-3) 合同特別シンポジウム

7-3-1) 本「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム開催中に電気学会、協力学会が合同で特別シンポジウムを開催することを可能とする。

7-3-2) 合同でシンポジウムを開催する場合、本会より幹事、副幹事から責任者を1名選出し、企画運営の担当者を決める。担当者は協力学会との調整、運営を実施する。

7-3-3) 合同でシンポジウムを開催する場合、共催開催の場合は、協力学会の許可のもと実施する。その他の場合は、これに限るものではない。

7-3-4) 合同でシンポジウムを開催する場合、開催に必要な予算は、電気学会、協力学会による応分の負担とする。

8.シンポジウム運営の手段

8-1) 実行委員会で適切と判断した第三者機関にシンポジウムの運営を委託することを可能とする。

9. 委託先選定

委託先の決定については、業者の業務推進能力・実績の元、実行委員会で公正、厳正に判断する。委託先選定に当り業者から資料提出を求めることとし、その根拠となる資料を残すこととする。委託先選定作業手順を定義し選定を行うものとする。

9-1)見積もり提出依頼

センサシンポ終了までいくつかの事務局を委託可能な業者に見積もり依頼を財務委員長もしくは財務副委員長から御願います。

9-2)選定作業

実行委員長、副委員長、財務委員長、副委員長の判断のもと選定を行い、選定理由書を作成し実行委員会に報告し承諾を得る。

9-3)選定作業期間

当年度センサシンポ開催終了期間までとする。

9-4)選定理由書の提出と部門長への承認

実行委員会承諾の後、部門長に選定理由書を提出し、承認を頂く。

9-5)発注者

部門長は発注者となり、選定業者に対し発注を行うものとする。

9-6)委託契約書

委託契約書は、財務委員長、副委員長と委託業者間で協議し作成を行い実行委員長、副委員長は可否の判断を行う。契約書の最終決着者としてのサイナーとして部門長が実施する。

9-7)監査

委託先業務監査は、実行委員会財務委員長、副委員長以外であり電気学会 E 部門における会計担当で、当年度センサシンポ実行委員会のメンバでない会計担当者が担当する。内容として、委託業者の収支報告に対して十分な監査を実施し、電気学会の事務局に報告精査いただく。

9-8)契約期間

契約期間の終了は、センサシンポが実施された日程の月（たとえば 10 月）だとすれば、11 月に会計報告、実施報告を行う時期までとする。また、引き継ぎ会議の日程、会場設定までを契約業務とする。従って、13 か月間とする。

9-9)事務局運用開始時期：

引継ぎ会議から選定作業者が事務局として運営を開始する。

10.改定

実行委員会は、必要と認めた場合、委任状を含めその過半数の賛成による議決をもって、本細則を改定することができる。

11. 本実行委員会の時限

年度毎実行委員会継続について実行委員会において審議する。

付則

1) 本規則は平成 24 年 3 月 1 日より実施する。

規約改定

1) 本規則は平成 24 年 8 月 7 日に改定する。

2) 本規則は平成 24 年 10 月 23 日に改定する

3) 本規則は平成 25 年 2 月 28 日に改定する。

4) 本規則は平成 27 年 2 月 23 日に改定する。

5) 本規則は平成 29 年 2 月 24 日に改定する。